



一般社団法人

カンパニーリスクマネジメント協会

Company Risk Management

# 団体取引信用保険制度のご案内

Commercial Credit Insurance

貸倒損失  
の備え

2014年2月1日  
保険始期

2014年1月24日  
加入申込みメ切

与信管理  
の強化

信用力  
の向上

## 一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会設立趣旨

企業を取り巻く環境は日々厳しさを増しています。事業活動にまつわるリスクも広がり続けています。

そうした中堅・中小企業がさらされている数々のリスクに備え、チャンスを広げ、事業の発展を支援することを目的に、一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会（CRM：Company Risk Management 協会）を設立いたしました。

中堅・中小企業の活力をもとに、日本経済を元気にすることを目指します。

代表理事 沖田圭介

【保険期間】平成26年2月1日午前0時から平成27年1月31日午後12時まで



## 貸倒れの発生と影響

取引先に対する焦げ付きや貸倒れの発生は、決算上の特別損失となるばかりでなく、それ以外にも経営に様々な影響を及ぼします。

### 債権保全の労力

- ・商品の回収、差押等
- ・各種届出、手続等

### 資金繰りへの影響

- ・取引先等への支払猶予要請
- ・割引した手形の買戻し

## 貸倒れ発生

### 損失の穴埋め

- ・資産売却
- ・穴埋めのための営業活動

### 対外的信用力への影響

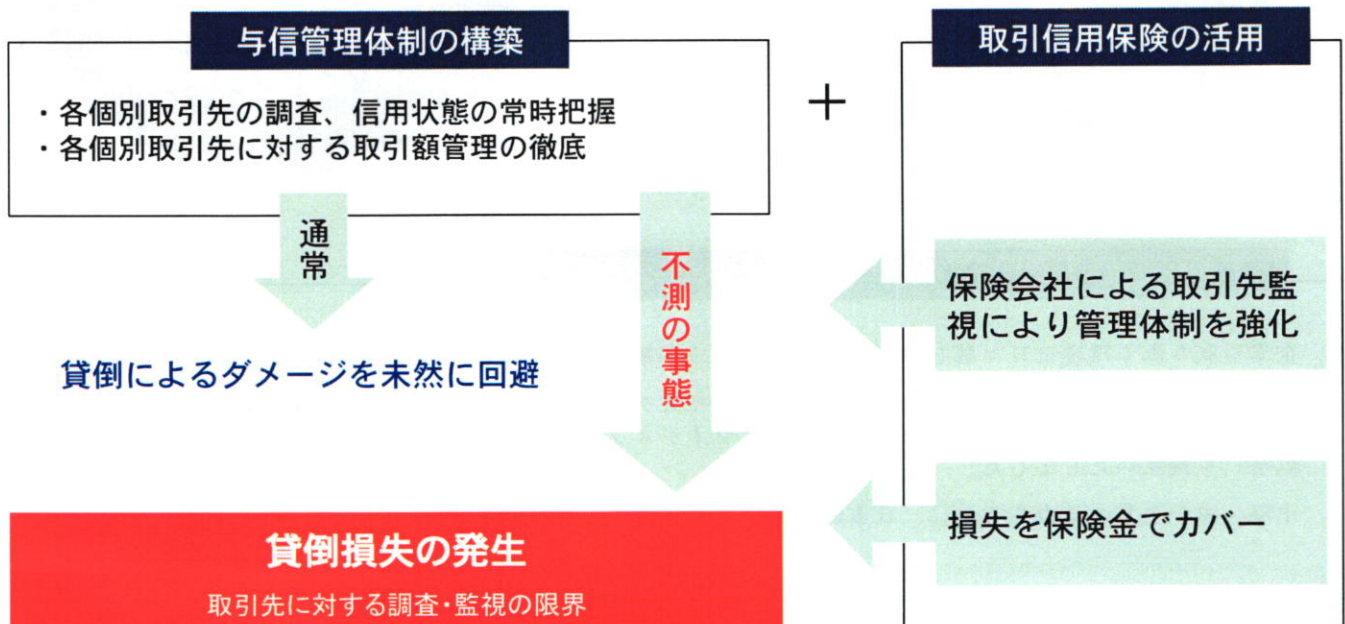
- ・取引先、金融機関が警戒
- ・信用不安の流布

これらを未然に防ぎ損失を最小とするために

## 与信管理は重要かつ必須

## 信用リスクのコントロール（与信管理）

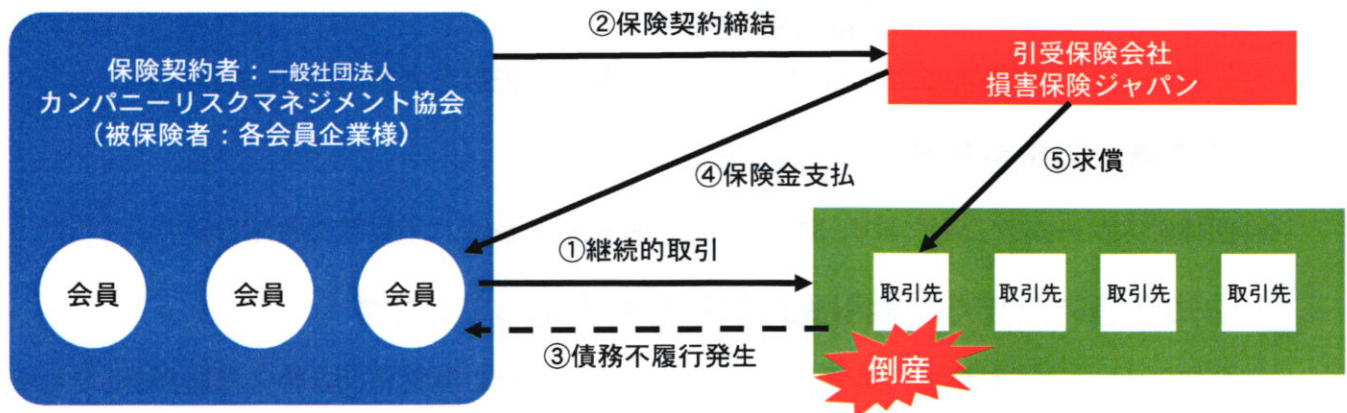
信用リスクをコントロール（与信管理）することで、貸倒れによるダメージを回避・軽減することが可能です。



取引信用保険を活用することで、与信管理体制の強化につながります。

## 取引信用保険とは

取引信用保険とは、各会員企業様の売掛債権がお取引先の倒産等により回収できなかった場合、その損害に対して保険金をお支払いするものです。



本制度は、保険契約者を一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会、被保険者を各会員企業様とする取引信用保険の団体制度です。

## 取引信用保険のメリット

### ● 貸倒損失の確実な回収

取引信用保険への加入で、保険金で貸倒損失を埋めることが可能となり、回収などの労力、資金繰りの悪化が防げます。  
貸倒れが発生時の、債権保全・回収の手間および資金繰りへの影響を未然に回避できます。

### ● 与信管理の充実・強化

取引信用保険への加入で、保険会社での取引先の監視により与信管理体制を強化できます。  
取引先の信用状況の的確な常時監視、決算書、調査機関などを利用した信用調査のいずれも限界である現状を補強できます。

### ● 損失の平準化

得意先の倒産が決算に及ぼす多大な影響を軽減できます。取引信用保険を手当てする事で、巨額・突発的な損失を平準化させる事が可能です。

### ● 信用力の向上

保険で売掛債権が保全される事により、金融機関のみならず株主・仕入先に対する信用力も向上します。

### ● その他

保険料は損金処理が可能です。

(※今後の法改正により変更となる場合がございます。詳しいお手続きは税理士等にご確認ください。)



## CRM協会「団体取引信用保険」のメリット

カンパニーリスクマネジメント協会の団体取引信用保険制度では、団体のスケールメリットを活かした保険設計が可能です。

### 取引先は10社からご加入可能です

一般の取引信用保険に比べ、ご加入可能な対象取引先数を大幅に減らしています。

### 保証額の設定も柔軟に対応します

団体のスケールメリットにより、取引先ごとの保証額の設定にも柔軟に対応します。

### お知らせいただくお取引先の情報も簡素化しています

お知らせいただく取引先情報は、取引先名称・住所等の属性情報と希望保証額としており、一般の取引信用保険よりも大幅に簡素化しています。

## ご契約のイメージ

### 取引先ごとの 保険金支払限度額の設定

取引先ごとにお支払する保険金の限度額を設定させていただきます。

#### 1 取引先の最高支払限度額

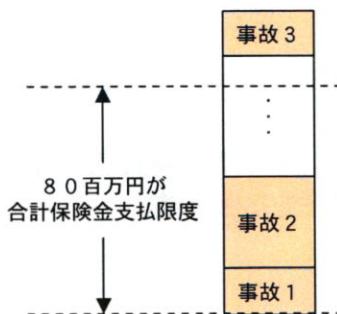
(支払限度額設定例)

取引先	支払限度額
○○商店	10百万円
△△商事	20百万円
□□企画	3百万円
◎◎販売	25百万円
.	.
.	.
☆☆通商	5百万円

### 保険期間中の 総保険金支払限度額の設定

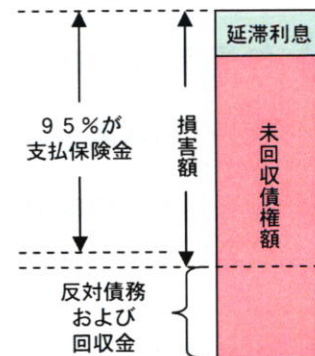
(設定例) 80百万円

当保険契約でお支払する保険金は合計で80百万円が限度となります。



### 縮小支払割合 95%

損害額の95%を保険金としてお支払します。

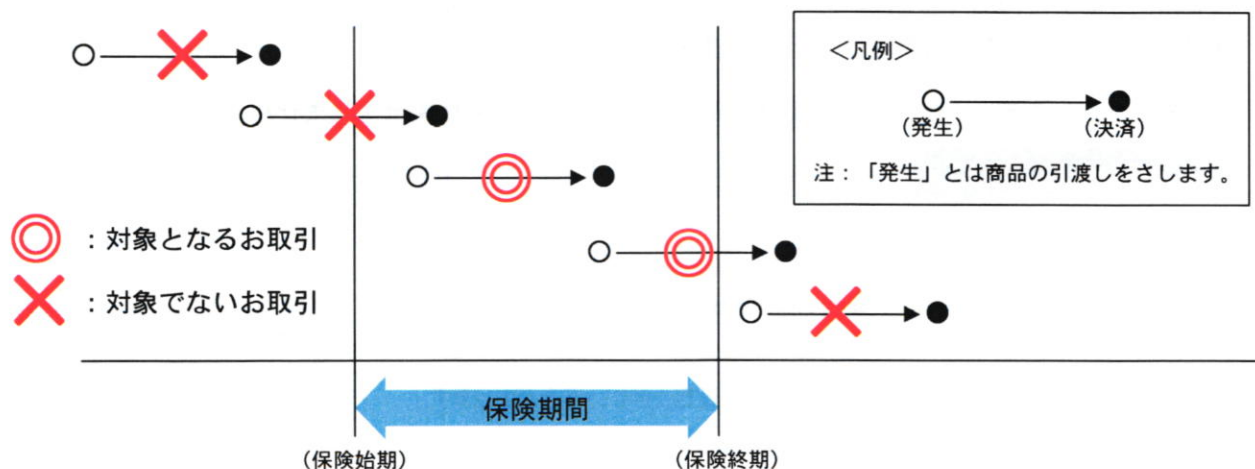


## 保険料について

- 審査の後、各会員（被保険者）について、個別の保険料率を適用します。
- 保険期間の途中で、取引先の追加や限度額の増額、中途での加入を希望される場合は、毎月1日、毎月15日からの変更・加入となります。
- 取引先追加や限度額の増額、中途での加入は全て年間保険料の月割での計算となります。（1月31日までの未経過月割計算）

## 保険対象となるお取引

本保険の対象となる取引は、保険期間中に発生した販売代金債権です。  
 保険期間の開始前に発生した債権、保険期間終了後に発生した債権は対象となりません。



## お支払する保険金

$$\text{損害額} = \left( \begin{array}{l} \text{事故発生時の} \\ \text{未回収債権額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事故発生日} \\ \text{までの} \\ \text{延滞利息} \end{array} - \begin{array}{l} \text{反対債務} \\ \text{および} \\ \text{回収金} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{縮小支払割合} \\ (95\%) \end{array}$$

1 事故にお支払する保険金は、「損害額」と「個別取引先毎に設定した支払限度額」のいずれか少ない方となります。  
 なお、当該保険契約でお支払いする保険金の合計額は、別途協定する期間中総支払限度額 (= 保険金額) が上限となります。

## 保険金をお支払する主な場合

次のいずれかの事由により、販売先が債務を履行しないことにより貴社が被った損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 次のいずれかの場合において、販売先が債務を履行しないとき
  - i. 販売先に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったとき。
  - ii. 販売先が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - iii. 販売先の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき、または保全差押としての通知が発せられたとき。
  - iv. 販売先の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたときまたは財産の分離の請求がなされたとき。
  - v. 販売先がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1か年間を経過しても当該販売先の生存が確かめられないとき。
- ② 販売先が債務の弁済期日から一定期間(3か月)を経過してもなお、債務を履行しない場合で、当社が債務履行の見込みがないと判断したとき(具体的には以下3点となります)
  - i. 信用調査機関による個別調査の結果、実質的倒産であるとの判断がなされること
  - ii. 販売先が営業を停止し、かつ今後も営業を再開する見込みがないこと
  - iii. 私的整理の場合は、債権者集会の開催等の手続開始が客観的に確認されること



## ご加入の流れ

2014年2月1日保険加入の流れ・スケジュールは下記のとおりです。

取引先の審査（引受条件の提示）は無料ですので、お気軽に見積りをご依頼ください。

### ● 会員からの見積り依頼 「取引先明細申告書」提出期限：2013年12月13日（金）

保険の対象としたい取引先データを「取引先明細申告書」にご記入いただき、FAXまたはEメールにて取扱代理店へ提出ください。

※申告いただいたデータは契約者および引受保険会社以外には一切開示されません。

#### 見積り依頼の基準

1. 取引先数：10社以上
2. 希望支払限度額の設定：取引先ごとに0.1百万円単位で設定
3. 1取引先ごとの限度額：最高50百万円まで

- ・取引先の状況等により、限度額が減額されたり、設定できない場合があります。
- ・取引先が法人の場合は正式法人名にて申告してください。
- ・取引先が個人事業主の場合は屋号＋代表者のフルネームで申告してください。
- ・債務不履行が既に発生している取引先を含めることはできません。

### ● 引受条件のご提示 引受条件のご提示：2013年12月25日（水）以降順次

保険会社にて取引先ごとの審査を行い、設定可能限度額およびお支払いいただく保険料をご提示いたします。

※ご加入いただく場合は年間保険料および制度運営費（保険料の5%相当額）をお支払いいただきます。

### ● 引受条件のご検討・ご加入申込み 加入申込期限：2014年1月24日（金）

2014年1月24日（金）までに、加入申込みならびに保険料のお振込をいただきます。

※加入の証として、加入者証、支払限度額一覧表、取引信用保険普通保険約款を送付いたします。

## 中途加入について

当制度は毎月1日・15日付けにて中途加入いただくことが可能です。

※保険料は月割での計算となります。（1月31日までの未経過月割計算）

### ● 中途加入のタイミング

#### 会員からの見積り依頼

- ①毎月10日〆切
  - ②毎月25日〆切
- \*1～2週間程度で引受条件を提示します。

#### 加入申込み

- ①毎月25日
  - ②翌月10日
- までに加入申込み  
（保険料の振込）

#### 保険責任開始

- 加入申込みの
- ①翌月1日から
  - ②当月15日から



## ご加入にあたってのご注意

### 保険期間について

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、1年間となります。（2月1日0時～翌年の1月31日午後12時まで。中途加入の場合は、P.5下部に記載のとおりとなります。）

### 保険料・支払限度額について

■保険料および支払限度額は加入企業ごとに個別審査し、算出いたしますので、毎年見直しを行います。保険事故発生時の支払保険金はお取引先ごとに設定した支払限度額が限度となります。■お取引先ごとの支払限度額とは別に、保険期間中通算の支払限度額（期間中総支払限度額）を定めます。お支払いする保険金の累計額は、期間中総支払限度額が限度となります。■保険期間中にお客さまの意向により支払限度額の減額・削除を行う場合には、保険料は返還いたしません。損保ジャパンは保険期間の途中で、取引先の信用状況が著しく変化した場合、お取引先ごとに設定した支払限度額の引下げを行うことがあります。（事前に通知します）

### 告知義務（ご契約締結時における注意事項）について

■保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に確に告げていただく義務（告知義務）があります。告知書はお客さまご自身が正しく記載してください。口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりません。■保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合事実と異なることを告げた場合、または質問書、告知書または保険契約申込書の記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 通知義務（ご契約締結後における注意事項）について

■保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。次のような場合には、契約者等に帰責事由がある場合はあらかじめ、帰責事由がない場合は遅滞なく損保ジャパンにご通知ください。ご通知や追加保険料のお支払いがいただけないまま万一事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。①被保険者が合併または解散等をするとき。②お取引先との契約内容に変更を加えたり、解除したりするとき。③お取引先が振り出した小切手・手形の不渡り、お取引先の差押え、仮差押えまたは競売の開始を知ったとき。④お取引先から貴社または被保険者の不利になる支払期間、期日の変更を要請されたとき。※手形のジャンプ要請を含みます。※保険契約の対象とならない、お取引先への債権を含みます。⑤お取引先に債務の不履行があったとき。⑥債務不履行が発生してから2か月を経過しても支払いの見込みがないとき。※その債務の履行の見込みを通知していただきます。⑦貴社または被保険者がお取引先から徴求している担保、保証人を解除または免除をするとき。⑧その他、保険金支払に重大な影響をおよぼすような行為、事実の発生またはお取引先の信用状況に変化が生じていることを知ったとき。上記の他、保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実の発生。取引信用保険、同種の保険契約、その他物的・人的担保、保証またはファクタリングが他にあることを知ったとき、または新たにご契約をされる場合を含みます。

### 個人情報の取扱い

■一般社団法人カンパニーリスクマネジメント協会は本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。損保ジャパンの個人情報保護宣言、損保ジャパンのグループ企業や提携先企業、等については損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）をご覧ください。

### 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

■損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ビダヤル〕0570-022808 <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

### その他ご注意いただきたいこと

■加入者証は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでお問い合わせください。■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。■ご契約者（加入者）以外の被保険者（保険の対象となる方、補償を受けられる方など）にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。■この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ（お申し込みの撤回等）ができません。



## 保険金をお支払できない主な場合

次の事由に該当する場合、保険金をお支払いできません。

- <1> 貴社または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- <2> 次の事由に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。
  - ② 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風
  - ③ 核燃料物質などの放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故
- <3> 未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受けるまでの間に生じた事故による損害
- <4> 商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- <5> お取引先が債務を履行していないことまたは保険事故が発生していることを知りながら、新たに受注を行ったことによって生じた損害
- <6> 支払期日から2か月を経過してもその債務を履行しないお取引先に対して、同期間を経過した日の翌日以降に商品の引渡しを行ったことによって生じた損害
- <7> お取引先との間の債権債務が確定していない場合
- <8> 被保険者（被保険者の親会社、子会社、関連会社および関係会社を含みます。）が経営への影響力を有する取引先への販売によって生じた損害
- <9> 外国法人への販売によって生じた損害や外貨建て取引
- <10> 商品の引渡し時から代金決済までの期間が、12か月を超える販売によって生じた損害（支払期日があらかじめ定まっていない取引を含みます。）
- <11> 貴社または被保険者がお取引先との契約において債務不履行が発生していることを知っていたとき  
など

## 万一事故がおこった場合

保険事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は次の事故サポートデスクへご連絡ください。

（フリーダイヤル）0120-727-110

受付時間：平日午後5時～翌日午前9時／土日祝日（24時間）（12月31日から1月3日を含みます）

保険金請求に必要な書類または証拠	
A	事故発生の日時・原因および状況等を記載した書類の例 ・事故通知書・取引信用保険債務不履行通知書 等
B	損害の額・程度および範囲等を確認することのできる書類 ・請求金額の計算書 ・帳簿 等 ・他の保険契約等を確認する書類
C	保険の対象であることを示す書類 ・加入者証・包括契約書・支払限度額一覧表 等
D	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類 ・同意書 等

（注）損保ジャパンが必要な確認を行うために上記に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または確認への協力を願うことがあります。その場合は、ご契約者または被保険者は必要な協力をお願いします。保険金請求に必要な書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

## お問合せ先

### ● 保険契約者

一般社団法人  
カンパニーリスクマネジメント協会  
〒530-0005  
大阪市北区中之島2-2-2中之島ビル  
東野&松原&中山法律事務所内  
TEL：06-6777-3107  
FAX：06-6191-0131

### ● 取扱幹事代理店

株式会社TIM  
〒542-0061大阪市中央区安堂寺町2-3-5  
TEL：06-6191-0130  
FAX：06-6191-0131  
E-mail：info@tim.co.jp

### ● 引受保険会社

株式会社損害保険ジャパン  
大阪支店法人支社  
〒541-8545大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2  
<受付時間平日午前9時から午後5時まで>  
TEL：06-6227-4080  
FAX：06-6201-1657

### ● 募集代理店